第２号様式の7（第３条関係）

危険なブロック塀等の除却事業及びブロック塀等の安全確保事業計画書・(変更事業計画書)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| ブロック塀等の所在地 |  |
| ①：緊急輸送路（避難地）沿い・②：①以外の避難路沿い・③：①及び②以外 |
| 撤去するブロック塀等の種類等 | 種 類 |  |
| 長 さ |  | ｍ |
| 高 さ |  | ｍ |
| 厚 さ　 |  | ㎝ |
| 設置するフェンス等の種類等 | 種 類 |  | （透過率　　　　　％） |
| 長 さ |  | ｍ |
| 高 さ |  | ｍ |
| 厚 さ　 |  | ㎝ |
| 設置する生垣の種類等 | 種 類 |  |
| 長 さ |  | ｍ |
| 高 さ |  | ㎝ |
| 厚 さ　 |  | 本／ｍ |
| 事業に要する経費等 | Ａ１：ブロック塀等除却見積額　　　　　　　　　　　　　　円Ｂ１：フェンス等又は生垣設置見積額　　　　　　　　　　　円Ａ２：撤去補助計算額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 (9,200円×除却するブロック塀等の長さ(ｍ))Ｂ２：フェンス等又は生垣設置補助計算額　　　　　　　　　円 (3万8,400円×設置したフェンス等又は生垣の長さ(ｍ)) |
| 補助申請額 | 　　　　　　　　円（千円未満切捨て）(内訳)ブロック塀等の撤去　　　 　　　　　　　　　円（千円未満切捨て）フェンス等又は生垣設置 　　　　　　　　　　円（千円未満切捨て）１　緊急輸送路（避難地）沿いブロック塀等の除却を行う場合上記のＡ１又はＡ２のいずれか少ない額の１０分の９以内の額で３０万円を限度とする。ただし、フェンス等又は生垣の設置を併せて行う場合は、下記の２のアとイ又はウに掲げる額の合計とする。2　１以外の避難路沿い　　ブロック塀等の除却及びフェンス等の設置又は生垣の設置を行う場合は、次に掲げる額の合計額ア　ブロック塀等の除却上記のＡ１又はＡ２のいずれか少ない額の４分の３以内の額で２０万円を限度とする。イ　フェンス等設置上記のＢ１又はＢ２のいずれか少ない額の３分の１以内の額で１６万６，０００円を限度とする。ウ　生垣設置上記のＢ１又はＢ２のいずれか少ない額の３分の２以内の額で３３万３，０００円を限度とする。3　１及び２以外ブロック塀等の除却を行う場合上記のＡ１又はＡ２のいずれか少ない額の４分の３以内の額で２０万円を限度とする。 |
| 工事予定期間 | 　　年　　月　　日　から　　　　　年　　月　　日　まで |